

意見・提案のタイトル:

電子申請手続に関する5つの提言

意見・提案の内容:

電子申請意見箱

電子政府推進員 井上 新

2004年名古屋国税局で電子申告制度が導入された日から、電子申告推進をしている者として、国税庁のe-Tax改善努力は素晴らしいものがあり、当初のe-Taxシステムの使用感とは比較にならないほど改善され、隔世の感さえあります。

また、現在、国税については、細部にわたる改善要望・意見交換を、日本税理士会連合会と国税庁、あるいは他の税務関連団体と個別に、いろいろな機会に行っております。さらに、電子申告については、全国の税理士会各支部とその地域の所轄税務署と多くの協議会がなされ、現場の声をよく反映して、改善していただいているものと高く評価させていただいております。今後ともあらゆる場面で、行政と利用者側における意見交換の場を多く持ち、ユーザビリティを第一にセキュアなシステムとしてさらに進化させていただきたいと祈念する次第です。

さて、電子政府推進員としては、細部の問題ではなく、電子政府全体に対する意見を申し上げる次第です。

第一に、従来から申し上げていることではありますが、電子政府構想をより早くより高度に利用率を高め、その効率を発揮するためには、まず、ITにおける省庁の壁の撤廃し、共通の基盤の上で全てのシステムを共用できるようにするべきであると考えます。国家としてこの目的を達成できる情熱と知識のあるCIOの下、「ITにおける省庁の壁の撤廃」・「省庁間のバックオフィスの業務標準化」を、掛け声だけでなく現実に早期に実現していただきたいと思います。小泉政権下の特定の時期には、IT担当大臣（松田岩夫大臣）がいらっしゃり、陳情の機会を与えてくださり、私どもの意見に直接耳を傾けてくださいました。電子政府構想が国の重要施策であるのなら兼任ではなく、ITに詳しいIT担当大臣のポストを設け、電子政府構想を推進していただくことを切望いたします。僭越ではありますが、私の少ない知識・経験の中では、自由民主党の平井たくや議員はIT政策に精通されているものと感じています。

第二に、IT社会の将来を見据えて、総務省・経済産業省が推奨するSaaSをさらに国全体としてバックアップしていただきたい。世界一のSaaS基盤とその仕組みを構築し、特に税の世界では、簡易な記帳入力から電子申告までシームレス

な操作が可能で、なおかつコンプライアンス確保しているシステムを提供していただきたい。特に、財務会計・電子申告においては、税理士が必ず代理送信にかかわる仕組みづくり等を付加することにより、電子申請の法的安定性にも配慮が求められます。

ご周知のように、アメリカでニコラス・G・カーという雑誌編集者が、「ITにお金を使うのは、もうおやめなさい」と言う著書を出し話題になりました。「企業向けコンピュータシステムは、その効果が大げさに宣伝されているが、企業が成功するためには大して重要ではない」（2003.5 ハーバードビジネスレビュー他）と論じ、当時はアメリカのIT業界から袋叩きになりました。彼はIT導入に反対しているのではなく、クラウド化する時代を想定すれば、IT設備に多額のお金を投入することは費用対効果が薄いということを主張しています。現在ではインターネットの環境が整備され技術も進み、潤沢なインフラが提供されるようになったために、クラウドコンピューティング時代が到来しつつあります。経営戦略上大切なIT活用を、前述のカー氏の論のようにお金をつかわず実現する時代が来ます。SaaSはその一面と捉えることができます。

中小企業のデジタルディバイド解消のために、経済産業省はJ-SaaSの普及推進を行い、2009年3月末から各アプリがリリースされます。現在、経済産業省J-SaaS普及指導員として、普及のための講演活動をしています。各会場ともSaaSという仕組みに興味津々で、税理士・ITCの中では大変盛況であります。わが国独自のプラットフォームの上に利便性の高いアプリを実装し、多くの企業で利活用できる構想は大変期待できるものであり、国家全体でバックアップする工夫をすべきです。J-SaaSは財務会計・電子申告分野から始められますが、おそらく、今年度3月の段階では、普及活動が追い付かず、J-SaaS上のアプリが従前のソフトウェアの操作性に対抗できないため、あまり利活用されないで終わるような予測をしております。このままでは、また、国家予算の無駄遣いになりかねませんので、是非とも本当に多くの中小企業が採用するシステムに仕上げていくべきです。5年掛かると予測しています。

また、国家そのものも、大型のシステムを導入するのではなく、クラウドコンピューティングの流れを見据えて、費用効率のいい電子政府を実現していただきたい。レガシーシステムをどうするかについては、早い段階で見切りをつけ、融合再活用できるのであれば必要以上に経費の掛からない範囲で、クラウド的なシステムに随時変換していくのが望ましいと考えます。さらに、大型サーバーが少数だけ必要なクラウドコンピューティングは、グリーンITを目指すうえでも有効な手段です。

第三に、電子政府構想における、電子行政に対する電子データ送信の担い手となりうる、各国家資格者に対し、統一の国家認証局を構築し、「国家資格付与＝電子証明書付与」とすべきです。それぞれの国家資格者が責任を持って電子申請を推進する

ために、資格者としての電子証明書が必要であることは当然です。しかしながら、現実には、各士業団体がその認証局を所有し、その設置・運用・維持コストだけで各士業団体の会務運営を圧迫しております。また、認証局で改めて厳しい審査をすることで、そこが壁となり取得を躊躇する各団体の会員も多いのが現状です。国家資格認定の証書授与を、電子証明書の授与にし、有効に活用できるようにすべきです。資格を担保に信頼性を確保し、代理行為が単独でできるように（電子申告のように）することで、利用率の向上は図れます。

さらに、今の時代においてICカードに格納し、リーダライタで読み込みさせる行為自体に、電子申請のハードルがあります。一般庶民の財布の中はわけのわからないカードであふれています。さらに大切な電子証明書をカードタイプで保有しなければいけない理由は見当たりません。インターネット上でダウンロードでき、かつ技術的にセキュアな方法はいくらかでも考えられます。したがって、「国家が、各士業団体の統合認証局を有し、インターネットでそこにアクセスすればダウンロードして資格証明書を取得でき、その電子署名で代理送信ができる。」という仕組みを早期に実現すべきです。電子行政の利活用率は確実に向上します。

第四に、電子申請における受付体制は国、地方すべてを整え、さらに窓口の一元化をすべきであります。少なくとも総務省はLGWAN-ASPという素晴らしいシステムを有していらっしゃる。全国の市町村に対しては、独自のシステムを導入するのではなく、LGWAN-ASPに強制的に接続し、全市町村が電子申告・申請の受け入れ態勢を整えるようにしていただきたい。税務申告の場合、国だけでなく同時に地方公共団体にも申告が必要となります。地方税の環境が整うまで電子申告に積極的にならないという同業者は大変多いです。したがって、現在は地方公共団体の電子申請が全国一律にできないことが、電子申請の利用率向上のための障壁になっています。

昨年私が電子政府推進員関連の活動をしたなかで、大変喜ばしく感じたエピソードがあります。私の住んでいる街は人口7万人にも満たない小さな市です。名古屋市に隣接していますが、地方税の申告は、名古屋市が電子で受け付けているのかかわらず、豊明市には受け入れ態勢がありませんでした。そこで、昨年6月に所轄の税務署長・総務課長にも同行していただき、市長と市の課長クラス以上にお集まりいただき、LGWAN-ASPの導入をお願いするために、1時間ほど電子政府構想とLGWAN加入のメリットについて講演させていただきました。民間出身の市長はその場で同意くださいましたが。各課長から猛反発をいただき、その時点では完全に断念しておりました。ところが、年末、今年度の申込期限ぎりぎりの日に、市役所税務課長が私のところに飛んでいらっしゃり、「LGWAN加入に手をあげました。」と報告くださいました。愛知県に60ある市町村のうち7市町村しか加入しませんが、その中に我が豊明市は参加してくださったのです。おかげさまで、

今年1月からの、私の事務所の業務は、年末調整・償却資産・法人市民税の申告を含め全て電子申告ができ、大変助かっています。この問題は、本来、私ども民間が動くこと自体僭越至極な行為です。総務省や国全体が、全国の市町村が参加せざるを得ない体制作りにしていくことの方がはるかに有効と思われまし、普及推進のために熱弁をふるう人間を参加に抵抗する市町村に送り込むくらいの仕組みは考えてもいいのではないかと思つた次第です。

さらに、納税者・申請する側にとって、国に申請する書類、地方公共団体に申請する書類は、都度都度どこに出すのか調べることもあり、大変不便です。すべての電子申請ポータルサイトを一つにして、SSO（シングルサインオン）ですべて目的が達成できるような仕組みづくりが必要です。特に、税務申告時においては、国税と地方税の受信先が別になっていて、それぞれにID・PWの申請や、開始届等の提出をする作業をします。現在は、ネット上でのやり取りが可能になり紙ベースよりはるかに利便性が高まったというものの、送信先が複数あり、その先ごとにID・PWを必要とする事は、ネットに不慣れな者の参入障壁であることは間違いありません。表面的なポータルサイトの統一だけでなく、受信そのものも特定の1機関で行い、その機関から転送することで全ての手続きが終わるように工夫していただきたい。特に、税務申告においては、法人税の申告書を基礎として、法人県民税・市民税を算出します。基が同じであれば、後は、仕組みづくりで対応でき、利用者の利便性が飛躍的に向上するものと思われまし。

第五に、これも5年前からの主張であります。電子政府を目指すのであれば、電子による申請を主とし紙での申請は従とするように、「オンライン3法」の整備をすべきです。ドイツでは電子申告制度導入を日本より数年早く取り組んだのにもかかわらず、いっこうに利用率の向上が図れなかつたと言うことですが、2006年に視察させていた段階では、法律で段階的に分野別・税目別に電子での受付を主としたところから、利用率が極端に向上するという事実でした。また、世界の電子申請の利用率の割合についての情報を収集すると、法律が電子受信を主とし、紙での受け入れは例外にするという国ほど、その利用率は高いと思われまし。我が国においても、特許庁に対する弁理士業務（工業所有権出願関係手続き等）は、紙で提出すると手数料がかかるため、大変高い電子申請利用率（93.6%）となっています。したがって、我国も世界一の電子行政を目指すのであれば、まず、「オンライン3法」で全ての申請を電子で受けるように、いち早く規定すると同時に、関連法の整備を早急に行っていくべきではないでしょうか。

以上、2009年2月13日現在の電子申請手続に関する提言です。